

乗合バス活性化戦略推進事業 企画提案指示書

1 委託事業名

乗合バス活性化戦略推進事業

2 業務の目的

乗合バスをはじめとする地域の交通事業は、モータリゼーションの進展や人口減少・少子高齢化の影響などにより、利用者が減少傾向で推移しており、取り巻く環境は厳しい状況にある。一方で高齢者の免許返納問題や増加する外国人等の観光客の移動手段の対応として地域交通の確保は重要な課題となっている。

今後、乗合バスをはじめとする地域交通を確保していくためには、利便性を高め利用しやすい環境を整備し、地域交通の利用促進を図ることで利用者増加と収益力向上を図っていくことが必要となっている。

このため、乗合バスを中心に鉄道、ハイヤー・タクシー、フェリー等の他の交通モードとも協力体制を構築し、ICTを活用した目的地への経路検索と地図、定額企画乗車券、決済手段などを組み合わせて利用者の利便性向上による利用者増加と収益力向上の効果を検証するとともに、地域交通確保に向けて乗合バスをはじめとする地域交通の利用促進による収益力向上の課題や今後の取組方向について整理する。

なお、今回の事業実施地域は函館市を中心として乗合バス、鉄道（普通鉄道、路面鉄道）ハイヤー・タクシー、フェリーなどの交通機関があり、既存の共同定額企画乗車券を発行していることから、道南地域（渡島総合振興局及び檜山振興局管内の一部）を対象に事業を実施する。

3 委託業務の内容

通学・通勤、通院、買い物など地域住民の生活交通はもとより、空港や駅、フェリーターミナルからの二次交通の利便性向上を図るため、道南地域における乗合バス単独又は他の交通モードを乗り継ぎ、円滑に目的地に移動できる環境を整備し、地域交通の利用促進を目的として、次の取組を実施し、その効果と課題、今後の取組方向について取りまとめること。

(1) 乗合バスをはじめとする地域交通のICTを活用した実証実験事業

次の条件を満たす乗合バス等の交通機関が協力した取組を一定期間実証的に実施すること。

- ア パーソナルコンピュータ、タブレット、スマートフォン等の情報端末で利用可能な、下記の機能を持つウェブアプリケーションにより、利用者の利便性向上を図ること。
 - ・出発地から目的地への「経路検索」が実施でき、「地図」で位置確認ができること。
 - ・1日乗車券や商業・観光施設等の割引がセットとなっている定額企画乗車券等の「購入」、「決済」を実施できること。なお、購入した企画乗車券は当該ウェブアプリケーションの画面を情報端末に表示させるなどの方法により使用できるようにすること。
 - ・乗合バス以外の1つ以上の交通機関における利用が可能なものであること。
 - ・システムの構築にあたって、セキュリティ対策を施すこと。決済システムについては特に配慮することとし、自社で制御できるシステムを採用すること。
 - ・アプリをダウンロードする形式ではなく、ウェブブラウザ上で利用できる形式とすること。
 - ・主たる言語は日本語とし、他の外国語についても対応可能となるよう努めること。

イ その他

- ・実証実験に際しては道南地域の交通を取り巻く状況を踏まえた実施となるよう工夫すること。
- ・Google Mapsなど本事業での使用において無償で利用可能な経路検索を使用するなど、今後の事業継続性を考慮し交通事業者に過度な経費が発生しないよう配慮すること。

(2) 実証実験を踏まえた課題等分析

(1) の実施結果を踏まえ、乗合バス事業のICTを活用した収益力向上のための課題や今後の方向性などを分析する。

ア 実証実験の結果について取りまとめ、当該実証実験を通じて判明した課題や改善が必要な事項を整理すること。

イ アの課題等に対する対応方向などを提言すること。

ウ ア・イを集約した報告書を作成すること。

4 委託期間

契約締結の日から令和2年(2020年)3月16日(月)まで

5 予算上限額

5,087千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

6 業務上の留意事項

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議して決定する。

7 提案方法

企画提案指示書に沿った企画提案書を、別紙「乗合バス活性化戦略推進事業 企画提案書作成要領」に基づきA4判縦長で作成し、必要部数を提出すること。

企画提案書はコピーが可能な用紙を使用し、丁合後、ホチキスやクロステープなどで綴じずにダブルクリップ等で留めること。

8 提出期限

令和元年(2019年)9月26日(木)16:00(必着)

9 提出場所

北海道総合政策部交通政策局交通企画課(担当:小西)

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-231-4111(内線23-766)

011-204-5163(直通)

10 その他

(1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 企画提案書の採否は、文書で通知する。

(3) 期限までに企画提案書の提出がない場合は、「参加表明書」の提出があっても参加の意思がないものとみなす。

(4) 審査に当たっては、企画提案書は匿名とし、別に指示する企画提案者名(A社、B社等)

により行うものとする。